

## エンジェル税制について

### 1 エンジェル税制の概要

- ・ エンジェル税制はスタートアップへの個人の投資を促進することを目的とした税制上の優遇制度です。
- ・ エンジェル税制が適用できる投資先への個人の投資金額について、その全額または一部を、確定申告で所得から控除して税金を節約できます。
- ・ 2020年4月からの税制改正で、エンジェル税制が拡充され、株式投資型クラウドファンディング経由の投資について投資先の対象が広がり、手続きも簡略化されました。
- ・ CAMPFIRE Angels では、エンジェル税制が適用できる投資先を積極的に取り扱って参ります。

### 2 エンジェル税制の仕組み

- ・ エンジェル税制では、優遇措置 A（設立 5 年以内の会社＋一定の要件）と優遇措置 B（設立 10 年以内の会社かつ一定の要件）があります。エンジェル税制の適用投資先か否か、また、適用される場合には、優遇措置 A、優遇措置 B のいずれが適用できるかについて、CAMPFIRE Angels のサイト上で確認ください。
- ・ 優遇措置 A と優遇措置 B による所得控除額の計算は次のとおりです。優遇措置 A は総合課税の総所得からの所得控除で、優遇措置 B は分離課税の株式譲渡所得からの所得控除となります。（末尾の計算例もご参考としてください。）

#### 【優遇措置Aによる所得控除の計算】

- （対象企業への投資額－2,000円）を総所得金額から控除
- 上限は1,000万円又は総所得金額の40%のいずれか低い額

#### 【優遇措置Bによる所得控除の計算】

- 対象企業への投資額の全額を他の株式譲渡益から控除
- 控除する上限はなし

なお、株式を売却して譲渡損（上記の所得控除額は取得価額に加える）が発生した場合、その年の他の株式譲渡益と通算。通算しきれなかった部分は翌年以降3年間の株式譲渡益と順次通算できます。

### 3 エンジェル税制で所得控除を受けるための手続き

- ・ エンジェル税制を使って所得控除を受けるためには翌年3月15日までに確定申告書を提出して確定申告を行う必要があります。（年末調整では所得控除は受けられません。）

- ・ 確定申告書に添付する書類は以下の通りです。投資された年の翌年1月～2月に、それぞれ当社及び発行会社から、エンジェル税制を適用される投資家の皆さまにご送付いたします。

【ご参考】

## エンジェル税制の計算例①

【優遇措置Aによる所得控除の計算設例】

- CAMPFIRE Angels でいずれもエンジェル税制適用のAAA株式会社、BBB株式会社、CCC株式会社にそれぞれ50万円を投資。
- 給与所得400万円、不動産所得200万円＝総所得金額600万円。



【所得控除の金額】

- 1) 控除上限額  
 $6,000,000円 \times 40\% = 2,400,000円$  と  $10,000,000円$  のいずれか低い額  
 控除上限額 = 2,400,000円
- 2) 所得控除額  
 $500,000円 \times 3 - 2,000円 = 1,498,000円$   
 $1,498,000円 < 2,400,000円$  なので、所得控除額 = 1,498,000円



総合課税の税率20%(国税)とすると、節税額は298,800円(地方税は除く)

## エンジェル税制の計算例②

【優遇措置Bを選択した方が有利となる計算設例】

- CAMPFIRE Angels でいずれもエンジェル税制適用のAAA株式会社、BBB株式会社、CCC株式会社にそれぞれ50万円を投資。
- 総所得金額は給与所得のみで300万円。ほかに分離課税の株式譲渡所得が200万円ある。



【優遇措置Aの所得控除額の計算】

- 1) 控除上限額  
 $3,000,000円 \times 40\% = 1,200,000円$
- 2) 所得控除額  
 $500,000円 \times 3 - 2,000円 = 1,498,000円$   
 $1,498,000円 > 1,200,000円$  なので、  
 所得控除額 = 1,200,000円

【優遇措置Bの所得控除額の計算】

- 1) 控除上限額 なし
- 2) 所得控除額  
 $500,000円 \times 3 = 1,500,000円$



分離課税の税率15%(国税)で節税額は225,000円(地方税は除く)

総合課税の税率10%(国税)とすると、節税額は120,000円(地方税は除く)